

No 399

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	小学校夏季学園	開始年度	昭和 24 年度
所属	教育委員会事務局学務課学校運営支援係		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	① 「徳」「知」「体」の育成		

事業概要	
事業の目的	校外施設のもと、自然や文化などに親しめる体験学習や集団生活を通して、豊かな人間関係の形成等を目的に宿泊体験活動の充実を図ります。
事業の対象	区立小学校5年生
事業の概要	箱根ニコニコ高原学園を活用し、自主性や協調性を育むために登山やオリエンテーリング等を行います。 ※平成28年度は、箱根山の噴火警戒レベル引上げに伴い、板橋区立榛名林間学園及び文京区立八ヶ岳高原学園で実施 【実施期間】 7～8月（夏休み期間中） 【実施場所】 箱根周辺 ※平成28年度は榛名及び八ヶ岳周辺で実施 【実施日程】 2泊3日 【参加費用】 一人当たり：食事代（賄費@1,300×2日）、交通費（保護者負担金 [バス代金] 4,000円） 【引率者等】 校長、教諭、看護師
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	参加児童数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1,147	1,032	90.0%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	1,179	1,092	92.6%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	1,344	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	金時山登山（平成28年度は榛名山及び飯盛山）をはじめ自然や文化に親しむ体験は、港区の子どもたちにとって共通の体験として豊かな人間性を育てる教育の推進に寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	16,870	12,262	0	0	0	4,608	0	0	16,870	13,412	80%
平成28年度	38,455	30,641	0	0	0	7,814	0	-11,861	26,594	25,379	95%
平成29年度	20,538	15,162	0	0	0	5,376	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	宿泊施設には、教育委員会が設置する箱根ニコニコ高原学園を使用しています。また、食事代や交通費の一部を保護者から徴収するなど教育委員会が負担する費用の軽減に努めています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	毎年9割以上の児童が夏季学園に参加しており、自主性や協調性を育む活動として高い需要があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区内では8区（墨田・目黒・大田・中野・杉並・板橋・練馬・足立）を除き、当該事業を実施しています。 ※平成28年度「教育に関する調べ」より
区関与の必要性（実施する必要性）	現行の学習指導要領の教育内容に「体験活動の充実」があり、今後も、これまで以上に事業の必要性が見込まれます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	平成27年11月に箱根山の噴火警戒レベルが1（平常）に引下がり、火山活動は低調に経過していますが、大涌谷周辺の想定火口域では噴火活動が活発なところがあり、大涌谷周辺のハイキングコース等の立入りが現在も規制されているため、引き続き動向を注視する必要があります。 箱根ニコニコ高原学園の収容人数により一度に実施できない学校（平成29年度は2校）があるため、同学校間でより一体感を持った体験活動を行うにあたり、実施体制の見直しや箱根ニコニコ高原学園増築の検討が必要です。 平成27年度から箱根ニコニコ高原学園の管理・運営を行う指定管理者制度を導入しています。各学校が現地での効果的な体験活動等を実施できるよう、指定管理者が持つノウハウやアイディアを活用し、指定管理者との連携により活動プログラムを学校に提案していくことが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	事業目的に則った活動を実施し成果が得られていることから、目標は達成されています。
② 効果性	4	教育委員会設置の箱根ニコニコ高原学園を使用していることや、施設入場料・入館料の補助額を毎年検討していることで、教育委員会が負担する費用の軽減に努めています。
③ 効率性	4	他区においても同様の事業を実施しており、今後も教育委員会で実施する必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。</p> <p>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。</p> <p>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p> <p>現行の学習指導要領の内容を踏まえ、健全な心と体を育む教育を実践するため、校外において自然とふれあう学習や集団宿泊生活を学ぶ学習を今後も継続していく必要があります。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載          ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載          ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 400

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	中学校夏季学園	開始年度	昭和 41 年度
所属	教育委員会事務局学務課学校運営支援係		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	① 「徳」「知」「体」の育成		

事業概要	
事業の目的	校外施設のもと、自然や文化などに親しめる体験学習や集団生活を通して、豊かな人間関係の形成等を目的に宿泊体験活動の充実を図ります。
事業の対象	区立中学校2年生
事業の概要	民間施設を活用し、農業体験等を通じた特色ある自然体験活動や野外活動を行っています。 【実施期間】 7～8月（夏休み中） 【実施場所】 上越・十日町地域または尾瀬地域 【実施日程】 3泊4日 【参加費用】 一人当たり：食事代（@2,000×3日）、交通費（保護者負担金 [バス代金] 6,500円） 【引率者等】 校長、教諭、看護師、介助員
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	参加生徒数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	651	585	89.9%	平成27年度				平成27年度			
	平成28年度	623	546	87.6%	平成28年度				平成28年度			
平成29年度	659	—	—	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	自然の中での集団宿泊行動など、日頃体験できない活動により、見聞を広め、自然や文化に親しむとともに仲間づくりにも最良の機会となっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	31,687	27,521	0	0	0	4,166	0	0	31,687	28,312	89%
平成28年度	29,737	25,688	0	0	0	4,049	0	0	29,737	27,149	91%
平成29年度	30,600	26,414	0	0	0	4,186	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	食事代や交通費の一部を保護者から徴収し、教育委員会が負担する費用の軽減に努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	現行の学習指導要領の教育内容に「体験活動の充実」があり、今後も、これまで以上に事業の必要性が見込まれます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	23区内では港区以外の10区(中央・文京・台東・江東・目黒・世田谷・北・板橋・練馬・江戸川)で当該事業を実施しています。 ※平成28年度「教育に関する調べ」より
区関与の必要性(実施する必要性)	他区においても同様の事業を実施していることから、今後も教育委員会で実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	夏季学園の運営をより効率的・効果的に実施するため、充実した体験学習内容を検討していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	事業目的の適合性、事業の効果性等があり、体験活動の充実として、今後も継続していく必要性があります。
② 効果性	4	事業の実施手段は妥当かつ効果的です。
③ 効率性	4	事業の実施体制に無駄はない。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	現行の学習指導要領の内容を踏まえ、健全な心と体を育む教育を実践するため、校外において自然とふれあう学習や集団宿泊生活を学ぶ学習を今後も継続していく必要性があります。
---	--

No 401

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	学校給食における食育の推進（小学校）	開始年度	平成 28 年度
所属	教育委員会事務局学務課保健給食係		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	① 「徳」「知」「体」の育成		

事業概要	
事業の目的	<p>①食育を明確に打ち出した献立（以下「食育推進献立」と言う。）による給食の提供 児童が給食を通じて、食文化の経験、豊かな味覚の形成、食材に対する知識や感謝の気持ち、食の安全に関する理解など、児童の豊かな人間性を育むことを目的とします。</p> <p>②特別栽培農産物の果物等の購入 安全で安心な給食を提供するため、政府の規格に基づき低農薬栽培又は有機栽培された農作物を公費により購入します。学校給食で使用する機会を増やすことにより、栽培過程が明らかな食品を食べる安心感、新鮮な果物の味や食感、旬の果物が彩る食卓から感じ、学ぶことで、児童が食に対する理解を深め、より望ましい食習慣を身に付けることを目的とします。</p>
事業の対象	区立小学校、区立小学校の児童
事業の概要	<p>①食育推進献立による給食の提供 学校給食において、「食」を五感で体験し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるため、食育テーマを明確に打ち出した献立を作成します。旬の食材を使った一汁三菜の和食、特色ある地域の食材を厳選した郷土料理、東京の食材を使用した地産地消献立等を取り入れます。</p> <p>②特別栽培農産物の果物等の購入 各学校に、児童数に応じた一定割合の金額（児童数×1,100円×1.08）を配当し、特別栽培農産物及び有機農産物の果物・トマトに限定して公費で購入します。</p>
根拠法令	学校給食法、食育基本法

事業の成果												
指標	指標1	食食用献立の提供回数			指標2	食育授業との連携			指標3	特別栽培農産物の 予算金額と実績金額		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	—	—	—	平成27年度	—	—	—	平成27年度	—	—	—
平成28年度	54	62	114.8%	平成28年度	—	—	—	平成28年度	9,844,956	9,574,751	97.3%	
平成29年度	54	—	—	平成29年度	—	—	—	平成29年度	10,410,444	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>指標1：各学校（18校）、年間3～5回を目安に食育推進献立を実施することとしています。 指標2：給食だけではなく、今後は学習指導要領に基づいた授業との連携を図っていきます。 指標3：各学校へ年度当初に児童数×1,100円×1.08を学校配当し、購入しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成28年度	15,538	15,538	0	0	0	0	0	0	15,538	14,695	95%
平成29年度	16,427	16,427	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	農産物の国の認証制度には、低農薬の特別栽培農産物と、無農薬の有機JAS規格があり、手間と経費がかかるため、いずれも通常の農産物より高価です。青果は旬のものが栄養価も高く、値段も入手しやすくなるため、計画的に旬の青果を給食に提供する等の区の方針や計画を作成する等の工夫の余地があります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	安全・安心な食材の使用や健康的な食事に対しては、保護者から高い要望があります。食育は、給食とあわせて学習指導要領に基づいた授業との連携を図り推進していくことが重要です。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	墨田区、目黒区、荒川区で「食育」を目的とした給食費の公費負担を実施しています。(墨田区：標準1食単価×110/100×3回分) (目黒区：標準1食単価の×3回分) (荒川区：小300円×3回、中330円×3回) 平成28年5月現在
区関与の必要性(実施する必要性)	食材を選定し明確な食育テーマのもと作成する献立は、通常の献立と比較して費用がかかるため、保護者の負担する給食費だけでは賄いきれません。このため、区が食材費の一部を負担することにより、全学校において確実に提供できます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	平成28年度から平成32年度の第3次食育推進基本計画がスタートしました。社会背景や時々の課題に応じて、児童が自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力をつけるためには、健全な食生活を送るための基礎となる各教科の知識や技術等の授業とリンクした食育推進献立を提供することが望ましいです。そのため授業と給食の連携により、児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を確実に身に付けることができるよう、港区の食育の方向性を整理する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	成長期の児童の心身の健康はもとより豊かな人間性を育むために「食」は重要な役割を果たします。次世代を担う児童が、和食、郷土料理、伝統食材、食事作法等の伝統的な食文化を理解して継承するための機会をつくり、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができます。
② 効果性	4	各校において確実に食育献立を提供することで児童に食に対する正しい理解を定着させることができます。各校が年3～5回程度計画的に実施し、内容を各学校で共有することで各学校栄養士の献立作成能力の高まりなど相乗効果も期待できます。
③ 効率性	4	給食を食教育の媒体として活用する場合には、献立作成、食材選択、調理等の過程で、一定の手間やコストがかかります。日頃の限られた給食の食材費に公費を追加することにより、一層充実した食育献立にすることができます。児童は五感を通じて学び、食への理解を深め、食経験を豊かにすることができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>本事業は平成28年度から開始したため、平成30年度までは継続して効果を見極める必要があります。</p> <p>学校給食においては、安全に管理され生産された食品を提供することが求められることはもとより、食教育の媒体として付加価値のある食育推進献立を、公費補助により全校で一定回数必ず提供することにより、児童が食生活を適切に判断し食に関する課題を解決する力を育成するための、学校における環境整備となります。一方で、食育に対しては、保護者や世論の意識の高まりがあるだけでなく、食育基本法や食育基本計画で食教育の必要性が明確に位置づけられています。これらの着実な取組が、児童の食に対する正しい知識や望ましい食習慣を確立することになり、保護者からの港区の学校給食に対する信頼につながります。そのため公費補助による継続が必要です。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	学校給食における食育の推進（中学校）	開始年度	平成 28 年度
所属	教育委員会事務局学務課保健給食係		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	① 「徳」「知」「体」の育成		

事業概要	
事業の目的	<p>①食育を明確に打ち出した献立（以下「食育推進献立」と言う。）による給食の提供 生徒が給食を通じて、食文化の経験、豊かな味覚の形成、食材に対する知識や感謝の気持ち、食の安全に関する理解など、生徒の豊かな人間性を育むことを目的とします。</p> <p>②特別栽培農産物の果物等の購入 安全で安心な給食を提供するため、政府の規格に基づき低農薬栽培又は有機栽培された農作物を公費により購入します。学校給食で使用する機会を増やすことにより、栽培過程が明らかな食品を食べる安心感、新鮮な果物の味や食感、旬の果物が彩る食卓から感じ、学ぶことで、生徒が食に対する理解を深め、より望ましい食習慣を身に付けることを目的とします。</p>
事業の対象	区立中学校、区立中学校の生徒
事業の概要	<p>①食育推進献立による給食の提供 学校給食において、「食」を五感で体験し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるため、食育テーマを明確に打ち出した献立を作成します。旬の食材を使った一汁三菜の和食、特色ある地域の食材を厳選した郷土料理、東京の食材を使用した地産地消献立等を取り入れます。</p> <p>②特別栽培農産物の果物等の購入 各学校に、生徒数に応じた一定割合の金額（生徒数×1,300円×1.08）を配当し、特別栽培農産物及び有機農産物の果物・トマトに限定して公費で購入します。</p>
根拠法令	学校給食法、食育基本法

事業の成果												
指標	指標1	食食用献立の提供回数			指標2	食育授業との連携			指標3	特別栽培農産物の 予算金額と実績金額		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成27年度	—	—	—	平成27年度	—	—	—	平成27年度	—	—
	平成28年度	24	35	145.8%	平成28年度	—	—	—	平成28年度	2,878,200	2,679,385	93.1%
	平成29年度	24	—	—	平成29年度	—	—	—	平成29年度	2,841,696	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>指標1：各学校（8校）、年間3～5回を目安に食育推進献立を実施することとしています。</p> <p>指標2：給食だけではなく、今後は学習指導要領に基づいた授業との連携を図っていきます。</p> <p>指標3：各学校へ年度当初に生徒数×1,300円×1.08を学校配当し、購入しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成28年度	4,726	4,726	0	0	0	0	0	0	4,726	4,282	91%
平成29年度	4,667	4,667	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	農産物の国の認証制度には、低農薬の特別栽培農産物と、無農薬の有機JAS規格があり、手間と経費がかかるため、いずれも通常の農産物より高価です。青果は旬のものが栄養価も高く、値段も入手しやすくなるため、計画的に旬の青果を給食に提供する等の区の方針や計画を作成する等の工夫の余地があります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	安全・安心な食材の使用や健康的な食事に対しては、保護者から高い要望があります。食育は、給食とあわせて学習指導要領に基づいた授業との連携を図り推進していくことが重要です。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	墨田区、目黒区、荒川区で「食育」を目的とした給食費の公費負担を実施しています。(墨田区：標準1食単価×110/100×3回分)(目黒区：標準1食単価の×3回分)(荒川区：小300円×3回、中330円×3回)平成28年5月現在
区関与の必要性(実施する必要性)	食材を選定し明確な食育テーマのもと作成する献立は、通常の献立と比較して費用がかかるため、保護者の負担する給食費だけでは賄いきれません。このため、区が食材費の一部を負担することにより、全学校において確実に提供できます。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	平成28年度から平成32年度の第3次食育推進基本計画がスタートしました。社会背景や時々の課題に応じて、生徒が自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決する力をつけるためには、健全な食生活を送るための基礎となる各教科の知識や技術等の授業とリンクした食育推進献立を提供することが望ましいです。そのため授業と給食の連携により、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を確実に身に付けることができるよう、港区の食育の方向性を整理する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	成長期の生徒の心身の健康はもとより豊かな人間性を育むために「食」は重要な役割を果たします。次世代を担う生徒が、和食、郷土料理、伝統食材、食事作法等の伝統的な食文化を理解して継承するための機会をつくり、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができます。
② 効果性	4	各校において確実に食育献立を提供することで生徒に食に対する正しい理解を定着させることができます。各校が年3～5回程度計画的に実施し、内容を各学校で共有することで各学校栄養士の献立作成能力の高まりなど相乗効果も期待できます。
③ 効率性	4	給食を食教育の媒体として活用する場合には、献立作成、食材選択、調理等の過程で、一定の手間やコストがかかります。日頃の限られた給食の食材費に公費を追加することにより、一層充実した食育献立にすることができます。生徒は五感を通じて学び、食への理解を深め、食経験を豊かにすることができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充    ● 継続    ○ 改善    ○ 廃止    ○ 統合
------	--------------------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>本事業は平成28年度から開始したため、平成30年度までは継続して効果を見極める必要があります。</p> <p>学校給食においては、安全に管理され生産された食品を提供することが求められることはもとより、食教育の媒体として付加価値のある食育推進献立を、公費補助により全校で一定回数は必ず提供することにより、生徒が食生活を適切に判断し食に関する課題を解決する力を育成するための、学校における環境整備となります。一方で、食育に対しては、保護者や世論の意識の高まりがあるだけでなく、食育基本法や食育基本計画で食教育の必要性が明確に位置づけられています。これらの着実な取組が、生徒の食に対する正しい知識や望ましい食習慣を確立することになり、保護者からの港区の学校給食に対する信頼につながります。そのため公費補助による継続が必要です。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	



No 403

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	特別支援学級就学相談	開始年度	昭和 54 年度
所属	教育委員会事務局学務課特別支援相談担当		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	② 特別支援教育の推進		

事業概要	
事業の目的	児童・生徒一人ひとりのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、個別の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行います。
事業の対象	児童・生徒の保護者
事業の概要	特別な支援を必要とする児童・生徒の適正な就学支援のために、就学相談・転学相談・通級指導学級入級・学習支援員配置の相談業務を行っています。
根拠法令	学校教育法第17条・第75条 港区就学支援委員会設置要綱

事業の成果												
指標	指標1	就学相談・転学相談件数			指標2	通級指導学級入級相談			指標3	学習支援員配置相談		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	130	105	80.8%	平成27年度	20	26	130.0%	平成27年度	80	90	112.5%
	平成28年度	135	136	100.7%	平成28年度	30	22	73.3%	平成28年度	90	110	122.2%
平成29年度	140	—	—	平成29年度	30	—	—	平成29年度	100	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	保護者からの相談を受け、児童・生徒の心理検査、行動観察、判定委員会等を行うことにより、学校における適切な指導及び必要な支援等、適切な就学につなげています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	4,232	4,232	0	0	0	0	-2,392	0	1,840	1,798	98%
平成28年度	2,782	2,782	0	0	0	0	760	0	3,542	3,480	98%
平成29年度	7,686	7,686	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成29年度より新たに心理検査業務を委託したため、当初予算額が増加しています。(心理検査委託経費、約6,000千円)										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	児童・生徒の適切な教育環境を判断するためには、専門家からの意見聴取が重要です。就学相談のコストは、医師への報償費や心理発達検査委託費用等、専門的意見を聴取するための費用が主であるため、これ以上の削減は難しいです。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	平成27年度就学相談では、教育委員会の所見と違う学校に就学した児童及び生徒（「特別支援学校への就学が適当」と判定されたにも関わらず通常の学級に就学する児童及び生徒等）は3名でしたが、平成28年度の就学相談では15名いました。適切な学校に就学しない児童及び生徒には、継続した相談が必要であり、相談のニーズは高まる傾向にあります。また、年少人口の増加が想定され、特別な支援が必要な児童及び生徒も増加しており、相談件数の増加が見込まれています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他自治体でも実施しています。（23区は全区において就学相談を実施）
区関与の必要性（実施する必要性）	義務教育である小学校及び中学校への就学に向けた相談であり、区として実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	早期に適切な療育や教育を受け、児童の自立を目指したいと考えている保護者も増えてきており、相談件数・特別支援学級在籍者数・特別支援学校在籍者数は増加しています。しかし、依然として、保護者の障害受容が十分でないため、相談や支援に結びつかないことがあり、今後、乳幼児健診を実施している保健所、義務教育開始の前段階で利用されている幼稚園や保育園、公立学校などとの連携をさらに充実し、就学相談のアウトリーチを推進します。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	今後とも区民ニーズや要望は見込まれます。
② 効果性	4	相談件数は増加に伴い、効果も高まっています。
③ 効率性	4	全体の相談件数は増加していますが、相談員の人数は変わらないため、相談経過の記録の書式等を簡素化し、1件の相談に係る時間をより一層、効率化していく必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	特別な支援を要する児童・生徒は増加傾向にあり、保護者の相談へのニーズも高まっています。現行の仕組みを維持しながら実施し、今後さらなる相談体制の充実を検討していくことが必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 404

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	特別支援学級スクールカー送迎	開始年度 平成 10 年度
所属	教育委員会事務局学務課特別支援相談担当	
所管課長	教育委員会事務局学務課長	
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む	
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する	
施策名	② 特別支援教育の推進	

事業概要	
事業の目的	障害のためにスクールカーの送迎がなければ、安定的に学校へ自力通学することが困難な児童及び生徒の安全な登下校を支援するとともに、学校への保護者の送迎の負担を軽減します。
事業の対象	(1)区立小学校特別支援学級に在籍する児童 (2)東京都立肢体不自由特別支援学校に在籍する児童・生徒のうち、学校のスクールバスを利用した場合に通学時間が1時間を超えるもの（港区民のみ）
事業の概要	児童が居住する通学区域の隣接区域に設置されている区立小学校の特別支援学級に通学する児童及び区内在住の都立特別支援学校（肢体不自由）に通学する児童及び生徒等の安定的かつ安全な登下校を支援するため、区が車両運行事業者に委託し、学校への送迎を行っています。
根拠法令	港区特別支援学級等スクールカー送迎事業実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	利用人数（特別新学級）			指標2	利用人数（特別支援学校）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	30	30	100.0%	平成27年度	20	24	120.0%	平成27年度			
	平成28年度	36	35	97.2%	平成28年度	24	24	100.0%	平成28年度			
平成29年度	34	—	—	平成29年度	22	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	自力通学が困難な児童及び生徒の安全かつ安定的な登下校を支援します。（指標は実際にスクールカーを利用した児童及び生徒の実人数です。）											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	124,213	124,213	0	0	0	0	8,401	0	132,614	132,614	100%
平成28年度	142,257	142,257	0	0	0	0	-610	0	141,647	134,983	95%
平成29年度	141,764	141,764	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	都立特別支援学校（肢体不自由）のスクールバスもバス停を増やしたり、バスを小型化し、通学時間を短縮する等の改善がなされています。今後とも都立特別支援学校入学者については都のスクールバスの利用を促していきます。また、区立小学校の特別支援学級の児童については、学年が進み、成長することにより、自力通学が可能となった場合には、スクールカーによる送迎を終了します。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	スクールカーへの保護者の要望は高く、都立特別支援学校（肢体不自由）の保護者会から毎年スクールカー送迎事業継続の要望書が寄せられています。区立小学校（特別支援学級）においては、スクールカーの送迎がなければ今以上に通学区域の通常学級への就学を希望する児童の増加することが考えられ、スクールカーによる送迎は適切な就学という観点からも必要です。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	区立学校に肢体不自由学級を設置する3区、区立特別支援学校を設置する1区で、送迎を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	区立小学校の特別支援学級で自力通学が困難な児童にスクールカーによる送迎を行うことで、適切な就学を促進させることは区の責務です。都立特別支援学校（肢体不自由）の自力通学が困難な児童及び生徒の送迎は本来、東京都が行うものであるため、引き続き、スクールバスによる送迎を東京都に要望します。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	都のスクールバスは小型化されているといっても10数名を1台で送迎するもので、添乗員もバス1台につき、1名となっています。区のスクールカーは1台について、1名～2名の利用で添乗員も必要に応じ配置されています。都立特別支援学校（肢体不自由）の児童及び生徒にスクールバスの利用を促進させるためには、区のスクールカーを都のスクールバスと同等のサービスとする等、抜本的な改革が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	適切な就学を促進させるため、必要な事業です。
② 効果性	5	本事業により、障害のある児童及び生徒の保護者の負担が軽減されるとともに、適切な就学が促進されています。
③ 効率性	4	1台あたりの乗車人数を増やす等、効率性を追求すると、送迎時間が長くなる等、効果に支障が生じることが想定されます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	特別支援学級や特別支援学校に通学する本人及び保護者の負担は軽減されています。また、スクールカー送迎により、区内全域の特別支援学級及び都内特別支援学校への通学が可能となり、保護者が児童・生徒の就学を考える際の選択肢が広がっています。今後も、送迎事業は必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 407

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

## 評価対象

事務事業名	日本語学級	開始年度	平成 3 年度
所属	教育委員会事務局学務課学校運営支援係		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	④ 国際人育成の推進		

## 事業概要

事業の目的	区立小学校に在籍する海外からの帰国児童及び在日外国人児童で日本語能力が十分でない児童に対し、日本語の習得を目的とする授業を行うことにより、日本の生活習慣の習得及び通常の教科についての学習理解を容易にし、教育効果の向上を図ります。
事業の対象	区立小学校に在籍する海外からの帰国児童及び在日外国人児童で、日本語能力が十分でない児童
事業の概要	弁小学校において、日本語の習得及び生活習慣の習得に向けて、日本語を母語とする児童への国語教育との違いを明確にするとともに、一人一人の児童の実態に即した時間割を設定し、日本語初期指導・適応指導・教科指導を行っています。また、母語や母文化等をふりかえる機会として、日本語学級に通級する児童と日本人児童との交流活動を定期的に行っています。
根拠法令	公立小・中学校日本語学級設置要綱（東京都）

## 事業の成果

指標	指標1	児童数（各年度とも5月1日現在）			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	40	30	75.0%	平成27年度				平成27年度			
平成28年度	40	34	85.0%	平成28年度				平成28年度				
平成29年度	40	39	97.5%	平成29年度		—	—	平成29年度		—	—	

成果の概要  
(指標の説明等)

児童一人一人の実態に即した専門的な日本語指導は、在籍学級での学習理解の向上に寄与しています。平成28年度は、日本語学級児童数が34人（平成28年5月1日現在）から、47人（平成29年2月1日現在）に増加しました。

## 事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	290	290	0	0	0	0	0	0	290	290	100%
平成28年度	844	844	0	0	0	0	0	0	844	827	98%
平成29年度	338	338	0	0	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	日本文化理解学習のための講師謝礼や、日本語学級の運営に必要な経費のみ予算要求しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	日本語学級に通級する児童は年度途中で増加する傾向にあり、近年学級編制基準を超過しています。そのため、日本語学級の他校への新設要望が高まっています。また、中学校においても日本語指導の需要が寄せられています。 ※平成28年11月の需要調査 日本語指導が必要な児童：42人（筭小学校の日本語学級通級者を除く） 日本語指導が必要な生徒：31人
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区内では港区を含めて13区（新宿・墨田・江東・目黒・大田・渋谷・豊島・北・板橋・足立・葛飾・江戸川）で当該事業を実施しています。 ※平成28年度「教育に関する調べ」より
区関与の必要性（実施する必要性）	区立小学校に在籍する児童の学習理解や教育効果の向上を図るために、区が率先して関与する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	現在、日本語学級に通級する児童は39人おり、当初予定の40人（2学級）を直ちに超えることが想定されます。また、今後も外国人児童の増加傾向に伴い、日本語指導の要望はますます高まっていくことが予想されます。 日本語指導を必要とする児童の受入体制の拡充や、日本語指導の質の向上を図るため、平成30年度に麻布小学校（1学級）に日本語学級の新設を検討しています。また、現在、日本語学級は小学校のみに設置していますが、将来の受験や就職等を見据え、六本木中学校（2学級）に新設を検討しています。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	現時点で日本語学級の需要は高く、通級児童は年々増加しているため、継続して日本語学級による日本語指導を実施する必要があります。
② 効果性	4	事業目的に則った活動を実施し、在籍学級での学習理解向上の成果が得られていることから、目標は達成されています。また、母語や母文化を振り返る機会として、日本人児童との交流活動の場を設けることで、日本人・外国人児童双方にとっての国際理解教育の効果も表れています。
③ 効率性	4	児童の日本語能力のレベルチェックや、在籍校及び日本語学級設置校による面談を行い、一人一人の実態に即した日本語指導を行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	現在、筭小学校において日本語学級を2学級設置していますが、毎年秋頃に外国人児童等が多く編入する傾向があり、近年は年度途中で2学級の編制基準を超過しています（平成27年度は最大44人、平成28年度は最大47人）。平成28年度に基準を超過した7人については、児童の通級日・時間の調整等の工夫により受入れを行いました。以後は新たな通級希望者の受入れができず、待機者が発生しました。これらの状況をふまえ、適正な規模で日本語学級を運営し、質の高い日本語指導を行うため、日本語学級を新たに設置することが必要です。 中学校においても、日本語能力が不十分な生徒が増加傾向にあり、外国人生徒等への日本語指導の充実が急務となっています。外国人生徒等の中には、中学校卒業後も長期的に日本に滞在する生徒も多く、将来の受験や就職等を見据え、十分な日本語能力を習得できるよう日本語学級を設置し、受入体制を拡充していくことが必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	学校保健活動の推進（旧：学校保健会）	開始年度	昭和 40 年度
所 属	教育委員会事務局学務課保健給食係		
所 管 課 長	教育委員会事務局学務課長		
基 本 政 策	5 明日の港区を支える子供たちを育む		
政 策 名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する。		
施 策 名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	幼児・児童・生徒が心身ともに安全で健康な学校生活を送れるよう、港区の学校保健の改善推進を図ります。
事業の対象	学校保健会 (区立幼小中学校の学校(園)長・学校保健担当教諭・養護教諭・学校(園)医(内科・眼科・耳鼻科)・学校(園)歯科医・学校(園)薬剤師・PTA代表)
事業の概要	<p>1 学校保健会が学校保健に関する活動を実施するための経費の一部を負担します。</p> <p>(1) 講演会・研究発表会の実施(対象：学校保健関係者、一般区民) 講演会(毎年)および隔年で研究発表会と講演会を交互に実施します。</p> <p>①講演会 H26-1 テーマ「骨は生きているー豊島区立中学校における骨密度測定からみえることー」参加者28名 H26-2 テーマ「小、中学生の睡眠と健康について」参加者41名 H27-1 テーマ「小学校・中学校からの喫煙防止教育の重要性について」参加者20名 H28-1 テーマ「学校における色覚の対応について」参加者38名 H28-2 テーマ「和食文化の特徴と噛むことの大切さを考える」参加者22名</p> <p>②研究発表会 H.25 医師、歯科医、養護の3部会で発表 参加者40名 H.27 歯科医、養護の2部会で発表 参加者29名</p> <p>【補助対象経費】 部会活動費、講演会開催経費、事務経費等 【事務手続き】 学校保健会からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。</p> <p>(2) 学校医等への学校保健大会等への研修参加を推進します。 全国学校保健・学校医大会、関東甲信越静学校医研究大会、全国学校歯科保健研究大会、全国養護教諭連絡協議会など。</p>
根拠法令	港区学校保健会補助金交付要綱

事業の成果												
指 標	指標1	研究発表会・講演会の参加者			指標2	研究発表会・講演会の開催			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	120	49	40.8%	平成27年度	2	2	100.0%	平成27年度			
	平成28年度	120	60	50.0%	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度			
平成29年度	120	—	—	平成29年度	2	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>【平成28年度実績】 定期総会、理事会の開催、学校保健活動への協力、学校保健に関する調査研究、講演会の開催(7月及び2月)、学校保健大会等への参加</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	450	450	0	0	0	0	0	0	450	450	100%
平成28年度	1,123	1,123	0	0	0	0	0	0	1,123	748	67%
平成29年度	1,123	1,123	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	<p>平成26年度監査の指摘で、平成27年度から、学校医等の研修(大会)参加については補助金からの支出ではなく、直接経費として支出することになった。その分の費用を大会参加として補助してしていた450,000円を事業の組替えで旅費及び負担金に変更補助金は450,000円として行った。</p> <p>このため、直接経費等の支出が発生し、「港区学校保健会の補助金だけの事業」としての意味合いが薄まったため、平成28年度から学校保健会に関係する他の負担金等も事務整理し、平成29年度からの事業件名も変更した。</p>										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	学校保健に関する活動を実施するための経費であり、最少のコストで実施しています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	子どもたちの健康の保持・増進に関しては、多くの課題を抱えており、区民から学校保健に関する要望が尽きることはありません。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	学校保健会は全国的に設置されており、学校保健に関する様々な活動が行われています。
区関与の必要性(実施する必要性)	港区学校保健会は、学校代表者、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が、学校保健安全法に基づき実施する、学校での児童・生徒に対する健診、薬物乱用防止指導、学校環境衛生の管理等における、諸問題や対応、今後港区の児童・生徒への対応等様々な意見を聞く場でもあり、その意見は、区として必要な施策を実施するための貴重な意見のため、区として関与することは重要です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	近年、子どもたちの健康問題は、社会の変化に伴う精神的なストレスなどが影響しているものもあり、子どもたちの健康を維持・増進させていくには、学校のみならず、家庭や地域が連携して取りくむ必要があります。このことから学校保健会の活動を多くの方々に認知してもらい、講演会や研究発表会など、より多くの区民に参加を促す必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	目的は当初と変わらず、将来にわたっても変わることはありません。社会情勢からも区民の学校保健の改善推進への要望は大きく、目的は適合しています。
② 効果性	4	実施の成果、指標をみても、学校保健会の活動は精力的であり、港区学校保健の改善推進に大きく貢献しています。
③ 効率性	4	平成26年度定期監査において、学校医等が大会に参加する費用について、補助金の中から支出するのではなく、旅費及び負担金等で支出すると意見を受けました。これに基づき平成27年度から補助金は45万円として、大会参加費等は旅費及び負担金等から支出を行いました。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	学校保健会の活動は、幼児・児童・生徒の健康に直接係わるものです。区民のニーズに応え、港区の学校保健の改善推進を図るためには、学校保健会の活動は重要であり、事業を継続していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	



No 409

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	学習活動支援保護者負担軽減事業（学務課）	開始年度	平成 15 年度
所属	教育委員会事務局学務課学校運営支援係、保健給食係		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	保護者の教育費用の負担を軽減し、幼児・児童・生徒の学習活動をサポートすることで、魅力ある学校・幼稚園づくりや子どもたちの健やかな育成を支援します。 また、学校給食の安全な食材の確保を図るとともに米飯給食を推進するため、特別栽培農産物（減農薬・減化学肥料）の精米を購入し、保護者への給食費負担を軽減します。
事業の対象	小学校移動教室・夏季学園 中学校移動教室・夏季学園 学校給食、卒業アルバム作成、幼稚園物品購入
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食【対象経費】平成15年度からチャレンジ事業として開始、平成18年度からは学習活動支援保護者負担軽減事業 ※児童・生徒1人あたりの精米の年間必要量の約1/2程度（標準食品構成表に基づく給食摂取基準量から算出）</li> <li>・小学校移動教室【対象経費】 施設入場料・入館料 一人当たり1,000円</li> <li>・小学校夏季学園【対象経費】 施設入場料・入館料 一人当たり400円</li> <li>・中学校移動教室【対象経費】 体験学習費 一人当たり8,000円</li> <li>・中学校夏季学園【対象経費】 体験学習費 一人当たり8,000円</li> <li>・卒業アルバム作成費補助 小学校1校当たり180,000円 在籍児童数21人以上の場合、児童一人当たり1,000円を加算。 中学校1校当たり110,000円 在籍生徒数21人以上の場合、生徒一人当たり2,000円を加算。</li> <li>・幼稚園における未就園児施設園庭開放事業用消耗品購入補助 1園当たり91,800円</li> </ul>
根拠法令	

事業の成果												
指標	指標1	移動教室・夏季学園参加児童数			指標2	移動教室・夏季学園参加生徒数			指標3	米飯給食回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	2,299	2,161	94.0%	平成27年度	1,213	1,160	95.6%	平成27年度	3,600	3,608	100.2%
	平成28年度	2,345	2,242	95.6%	平成28年度	1,385	1,170	84.5%	平成28年度	3,600	3,787	105.2%
平成29年度	2,538	—	—	平成29年度	1,398	—	—	平成29年度	3,600	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>保護者負担が伴う事業を公費負担することで多くの体験等が可能となり、より質の高い教育の実現に寄与しています。</p> <p>また、安全・安心な特別栽培の精米を安定して供給できており、米飯給食を中心とした、日本の食文化に対する関心を深めるなど食育にも効果的です。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	39,175	39,175	0	0	0	0	0	0	39,175	37,913	97%
平成28年度	44,027	44,027	0	0	0	0	-769	0	43,258	40,394	93%
平成29年度	44,045	44,045	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	小学校移動教室・夏季学園において、実態に基づき、毎年助成額を検討しています。学校給食の米については、一括で契約するため、年間を通して安定した価格で購入できています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	施設入場料等の一部を公費負担することで、学習活動の支援を行うとともに保護者の負担軽減が図れるため、保護者のニーズを反映した事業といえます。さらに現行の学習指導要領では「体験活動の充実」として改善されています。安全安心の食材確保について保護者のニーズが高い傾向にあります。また、農薬や化学肥料の他、福島第一原子力発電所事故以来、放射能物質等への保護者の不安の声があり、供給米については、栽培方法だけでなく放射能の安全についての要望があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	移動教室における補助を実施している区は10区（千代田区、中央区、新宿区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、板橋区、練馬区）です。公費負担による精米の現物支給を実施している区は平成26年度現在3区（中央区、荒川区、足立区）です。卒業アルバムの補助を実施している区は5区（中央区、墨田区、目黒区、渋谷区）です。
区関与の必要性（実施する必要性）	教育委員会以外の実施は困難な状況です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	事業による教育的な効果・成果を数値等で表すことは困難です。児童・生徒の人口が増加している中で、今後事業経費が増えていくことが予想されます。平成24年度から、小学校夏季学園の施設入場料・入館料の助成を、1,000円から400円に変更しました。今後も実態を把握しながら、助成額を検討することが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	今後も、保護者のニーズや要望が見込まれます。
② 効果性	4	体験学習の内容の充実が図れていることなど、当初の想定どおり、魅力ある学校・園づくりや子どもたちの健やかな育成に結びついています。また、安全な精米を、安定的に供給できています。
③ 効率性	4	事業の実施手段は妥当かつ効果的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	教育的効果・成果を年度単位で計ることは困難なため、長期的な視点で継続実施により確実に成果につなげる必要があります。学校給食については、安全・安心な特別栽培の米を安定的に供給できています。米飯給食を中心とした、日本の食文化に対する関心を深めるなど食育にも効果的です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 410

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	防犯啓発・緊急情報配信事業	開始年度	平成 15 年度
所属	教育委員会事務局学務課学校運営支援係		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	学校施設内や通学路等において、様々な危険から子どもたちを守るために、学校・家庭・地域社会が連携して、子どもたちの安全を確保するための取組みです。学校・園から保護者へ緊急情報伝達の手段として、正確かつ迅速な方法の一つとして緊急メールを配信します。また、通学路等における安全確保のために、携帯防犯ブザーを配付します。
事業の対象	緊急メールの配信：メール配信を希望する区立小・中学校の保護者、区立・私立幼稚園の保護者、放課GO→に登録している児童の保護者 防犯ブザー：小・中学校児童・生徒
事業の概要	園児・児童・生徒の安全のため、配信を希望する保護者へ緊急時に不審者情報等を配信するメール配信を実施しています。災害時には、安否確認も可能です。 また、毎年度初めに区立小学校へ新入学する児童に対し防犯ブザーを配付しています。私立小学校等の児童・生徒については希望者に対し、学務課または各学童クラブ、児童館、各子ども中高生プラザを通じて配付しています。
根拠法令	学校保健安全法、交通安全対策基本法

事業の成果												
指標	指標1	年度末メールアドレス登録数			指標2	防犯ブザー配付数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	9,793	10,236	104.5%	平成27年度	1,550	1,846	119.1%	平成27年度			
	平成28年度	10,236	11,345	110.8%	平成28年度	1,895	2,093	110.4%	平成28年度			
平成29年度	11,345	—	—	平成29年度	2,270	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	緊急事態を迅速かつ容易に保護者や地域の方へ伝えられます。現在の社会情勢をみると、子どもたちの命を守るためにも緊急情報伝達手段は必要です。 防犯ブザーを配付することで、緊急時に地域の方々が保護できるような体制を整えることができます。また、故障等の場合、無償交換することで、安全体制を整えることができます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	3,075	3,075	0	0	0	0	1,539	0	4,614	4,167	90%
平成28年度	2,736	2,736	0	0	0	0	653	0	3,389	3,381	100%
平成29年度	3,025	3,025	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	防犯ブザーの故障や紛失等による配布希望者が近年増加し、平成27年度及び平成28年度は流用して追加購入しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	専門業者による安全で高品質のメールシステムを活用することは有効です。 通学かばん等に装着しやすく緊急時に簡単な動作で鳴動する防犯ブザーを採用しており、コスト削減の工夫をしています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	保護者の職業が多様化し、急速に普及するPCやスマートフォンを活用した電子媒体による情報配信のニーズは今後一層高まると考えます。 児童・生徒が身の危険を周囲へ知らせる・身の安全を守るツールとして有効に活用されています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	緊急メール配信は、他自治体の区立学校（足立区等）のほか、私立小中学校等でも同様の取組を行っています。区では、防災課や子ども家庭課でメール配信サービスを実施しています。 防犯ブザーについては各区で配付及び貸与されています。
区関与の必要性（実施する必要性）	園児・児童・生徒の身の安全の確保のため、区が率先して防犯・防災・安全対策を講じる必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	メールアドレスをもたない保護者や日本語が分からない保護者への迅速な情報伝達を行う必要があります。 私立学校等へ通う児童・生徒への防犯ブザーの配付の周知方法について検討する必要があります。 故障した防犯ブザーの交換が可能であることについて引き続き周知し、緊急時に活用できるようにしていきます。 平成28年8月の全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯ブザー規格の改正に伴い、物品指定の見直しが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	区からの緊急情報等の伝達手段の確保や災害時の連絡体制の確立、通学時の児童・生徒の身の安全の確保のためにも事業の継続は必要です。
② 効果性	4	災害時等において、保護者へ迅速に情報を配信することが可能であることや、緊急時に児童・生徒が周囲に身の危険を知らすことができるという効果を発揮しています。また、防犯ブザーを人目につく通学かばん等に装着することで、犯罪を抑制する手段としても効果が高いと考えます。
③ 効率性	4	システムを利用し、不審者情報や災害情報等をすぐに配信できる点は、システムの利便性やメール情報伝達力から考えても効率性は高いです。 防犯ブザーは、児童・生徒が利用する児童館や学童クラブ等で配付しており、身近な施設で配付を受けられることは配付希望者にとって効率性と考えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	東日本大震災の教訓や社会情勢を踏まえ、緊急情報等の伝達手段の確保や災害時の連絡体制の確立、通学時の児童・生徒の身の安全の確保のためにも緊急メール配信サービス及び防犯ブザーの配付は有効です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 411

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	小学校就学援助	開始年度	昭和 56 年度
所属	教育委員会事務局学務課学校運営支援係		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	教育を受ける権利、教育の機会均等を保障するために、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を寄与します。
事業の対象	港区在住で、国公立の小学校に在学する児童の保護者のうち以下のいずれかに該当する人。 ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ・教育委員会が別に定める基準に基づき、要保護に準ずる程度に困窮していると認められた者
事業の概要	経済的な理由により、就学困難と認められる児童の保護者に対して、必要な援助を行います。 【援助費目】 ①新入学学用品・通学用品費、②学用品費、③通学用品費、④校外学習費、⑤移動教室参加費、⑥夏季学園参加費、⑦学校給食費、⑧卒業記念アルバム費、⑨クラブ活動・部活動費 ※要保護者には、生活保護で支給されない④・⑤・⑥・⑧を就学援助で支給。 ※⑤・⑥・⑧は区独自費目。
根拠法令	教育基本法第4条、学校教育法第19条、港区就学援助実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	就学援助申請者数			指標2	準要保護受給者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	1,199	1,426	118.9%	平成27年度	1,146	1,128	98.4%	平成27年度			
	平成28年度	1,197	1,167	97.5%	平成28年度	1,140	1,015	89.0%	平成28年度			
平成29年度	1,335	—	—	平成29年度	1,287	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	平成28年度受給者数（認定率13.05%） ・要保護 40人 ・準要保護 1,015人 ・非認定 106人											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	85,233	85,233	0	0	0	0	0	0	85,233	81,399	96%
平成28年度	88,222	88,222	0	0	0	0	0	0	88,222	79,692	90%
平成29年度	103,114	103,114	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成29年度については、費目追加によるシステム改修費用を含む。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余地	準要保護の認定基準や支給内容は各自自治体の裁量であることから、準要保護の認定基準の引き下げや区独自費目の見直しを行うことでコスト削減の余地はありますが、学校教育法第19条に基づく事業であることから、慎重に検討する必要があります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	子どもの貧困対策の一環として、教育に関する経済的な支援に対する期待は高まってきていると考えます。今後、事業拡大や児童数の増加に伴い、経費も増加していくことが予想されます。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	学校教育法第19条により、23区のほか、他自治体でも全国的に行っている事業です。支給している費目について(区独自部分)も、概ね他区でも実施し支給している費目となっています。
区関与の必要性 (実施する必要性)	他の自治体(区)でも同様の事業を実施しており、区関与の必要性は充分にあります。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	(1) 国・他区の動向を踏まえ、以下の3点について検討する必要があります。 ①新入学学用品・通学用品費の支給単価について、国の補助金単価の改定に伴い、区においても現状を鑑みた必要な金額に設定します。 ②小学校入学時の新入学学用品・通学用品費について、就学予定者に対して援助費目として支給できるよう検討します。 ③私立小学校在籍者の就学援助の申請について、学校教育法第19条の趣旨を踏まえ、区で実施する必要性を検討します。 (2) 平成25年度からの生活保護基準引き下げにより、準要保護認定基準から外れた対象者を捕捉し、影響額を試算する必要があります。平成29年度については、平成25年4月1日の生活保護基準を用いて認定を行い、基準を維持していますが、平成30年度以降、引き下げに合わせ認定基準を引き下げるべきか、現在の認定基準を維持するべきか、実態を十分に考慮しながら、できる限り今回の生活保護基準の見直しによる影響が及ばないよう方針を定める必要があります。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	教育を受ける権利、教育の機会均等を保障するために必要性は充分にあります。
② 効果性	4	認定された方に対し、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施を寄与するという効果を発揮しています。今後は、子どもの貧困対策の一環として、教育に関する経済的な支援を検討を行い、更なる効果を発揮する必要があります。
③ 効率性	4	毎年4月に学校を通じて全児童・生徒に申請書を配布し、事業の周知を図ることは、効果的かつ効率的です。また、就学援助の支給金額は学納金滞納者対応として学校長の口座へ支払うことが可能であり、学納金滞納者を抱える学校にとっても効率的であると考えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	<p>学校教育法第19条(経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない)に基づいた継続必須の事業です。</p> <p>平成29年度から展開している「子どもの未来応援施策」の一環として、就学援助について、支給項目や支給時期の見直し等、内容の充実を図っています。こういった現状を踏まえ、「新入学学用品・通学用品費」について、国の補助金単価の改定に伴い、区でも支給単価の増額を検討するため、拡充とします。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 412

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	中学校就学援助	開始年度	昭和 56 年度
所属	教育委員会事務局学務課学校運営支援係		
所管課長	教育委員会事務局学務課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(21) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	教育を受ける権利、教育の機会均等を保障するために、経済的な理由により就学困難と認められる児童の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を寄与します。
事業の対象	港区在住で、国公立の中学校に在学する生徒の保護者のうち以下のいずれかに該当する人。 ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ・教育委員会が別に定める基準に基づき、要保護に準ずる程度に困窮していると認められた者
事業の概要	経済的な理由により、就学困難と認められる生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。 【援助費目】 ①新入学学用品・通学用品費、②学用品費、③通学用品費、④体育実技用具費、⑤校外学習費、⑥移動教室参加費、⑦夏季学園参加費、⑧学校給食費、⑨修学旅行参加費、⑩修学旅行支度金、⑪卒業記念アルバム費、⑫体育実技用具費（柔道着）、⑬クラブ活動・部活動費 ※要保護者には、生活保護で支給されない⑤・⑥・⑦・⑨・⑪を就学援助で支給。 ※⑥・⑦・⑨・⑩・⑪・⑫は区独自費目。 ※①については、小学校6年生時に入学前支給を受けていない方のみ支給。
根拠法令	教育基本法第4条、学校教育法第19条、港区就学援助実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	就学援助申請者数			指標2	準要保護受給者数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	579	656	113.3%	平成27年度	547	558	102.0%	平成27年度			
	平成28年度	554	618	111.6%	平成28年度	510	537	105.3%	平成28年度			
平成29年度	629	—	—	平成29年度	602	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	平成28年度受給者数（認定率30.07%） ・要保護 37人 ・準要保護 537人 ・非認定 43人											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	76,445	76,120	325	0	0	0	0	0	76,445	73,142	96%
平成28年度	74,931	74,476	455	0	0	0	0	0	74,931	73,124	98%
平成29年度	83,699	83,279	420	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	準要保護の認定基準や支給内容は各自治体の裁量であることから、準要保護の認定基準の引き下げや区独自費目の見直しを行うことでコスト削減の余地はありますが、学校教育法第19条に基づく事業であることから、慎重に検討する必要があります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	子どもの貧困対策の一環として、教育に関する経済的な支援に対する期待は高まってきていると考えます。今後、事業拡大や児童数の増加に伴い、経費も増加していくことが予想されます。
他団体等の 取組状況 (類似事業の有無)	学校教育法第19条により、23区のほか、他自治体でも全国的に行っている事業です。支給している費目について(区独自部分)も、概ね他区でも実施し支給している費目となっています。
区関与の必要性 (実施する必要性)	他の自治体(区)でも同様の事業を実施しており、区関与の必要性は充分にあります。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	(1) 国・他区の動向を踏まえ、以下の2点について検討する必要があります。 ①新入学用品費等の支給単価について、国の補助金単価の改定に伴い、区においても現状を鑑みた必要な金額に設定します。 ②私立中学校在籍者の就学援助の申請について、学校教育法第19条の趣旨を踏まえ、区で実施する必要性を検討します。 (2) 平成25年度からの生活保護基準引き下げにより、準要保護認定基準から外れた対象者を捕捉し、影響額を試算する必要があります。平成29年度については、平成25年4月1日の生活保護基準を用いて認定を行い、基準を維持していますが、平成30年度以降、引き下げに合わせ認定基準を引き下げるべきか、現在の認定基準を維持するべきか、実態を十分に考慮しながら、できる限り今回の生活保護基準の見直しによる影響が及ばないよう方針を定める必要があります。
次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	教育を受ける権利、教育の機会均等を保障するために必要性は充分にあります。
② 効果性	4	認定された方に対し、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施を寄与するという効果を発揮しています。今後は、子どもの貧困対策の一環として、教育に関する経済的な支援を検討を行い、更なる効果を発揮する必要があります。
③ 効率性	4	毎年4月に学校を通じて全児童・生徒に申請書を配布し、事業の周知を図ることは、効果的かつ効率的です。また、就学援助の支給金額は学納金滞納者対応として学校長の口座へ支払うことが可能であり、学納金滞納者を抱える学校にとっても効率的であると考えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	学校教育法第19条(経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない)に基づいた継続必須の事業です。 平成29年度から展開している「子どもの未来応援施策」の一環として、就学援助について、支給項目や支給時期の見直し等、内容の充実を図っています。こういった現状を踏まえ、「新入学用品・通学用品費」について、国の補助金単価の改定に伴い、区でも支給単価の増額を検討するため、拡充とします。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	